

社会福祉法人 地域福祉コミュニティほほえみ 地域交流室 使用規程

第1条(趣旨)

この規程は地域密着型特別養護老人ホームひらばりみなみが地域に開かれた施設として、地域福祉推進のために広く地域住民との交流や連携を図る場となることを目指し、施設内の「地域交流室」を地域に開放・提供するために必要な事項を定める。

第2条(使用目的及び対象)

地域福祉推進のため主に地域の高齢者に対して共同買い物ツアーを行ったり、寄合食堂として場所提供する。NPO団体、自治会、老人会、社会福祉協議会、民生委員、子供会等の会議、研修会、講習会等にも活用可能とする。

第3条(使用時間)

地域交流室の使用時間は次の通りとする。ただし、施設側が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

月曜日～土曜日(年末年始12/30～1/3は除く) 午前9時～午後6時まで

第4条(使用者の遵守事項)

地域交流室を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合、施設側は地域交流室の使用を拒否し、または退去を命ずることができる。

- ② 使用の承認によって生じる権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- ② 使用者は、その使用の目的を終了したときは直ちに交流室等を現状に復すこと。
- ③ 政治活動や宗教等の布教活動に使用しないこと。
- ④ 使用する者が暴力団又は暴力団の関係下にある個人・団体でないこと。

- ⑤ 他人に危害を及ぼす行為又は騒音等、他人に迷惑になる行為をしないこと。
- ⑥ 建物・設備・備品等を汚損・破損するおそれのある行為をしないこと。
- ⑦ 火災その他災害の防止に万全を期すこと。
- ⑧ 危険物その他、他人に迷惑になる物品、補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を除く動物類を持ち込まないこと。
- ⑨ 地域交流室内での飲食は可能(酒類は禁止)だが、弁当殻等は持ち帰ること。
- ⑩ 館内では喫煙をしないこと
- ⑪ その他、施設管理上不適切な行為をしないこと。

第5条(使用の管理)

(第1項)事務部長は地域交流室の使用許可を行った場合は、地域交流室の設備予約表に使用者の名称・使用日時・時間等を記載し、地域交流室の円滑な管理を行うものとする。

(第2項)前項の規定についての事務は、総合案内係が行うこととする。

第9条(損害等の届出及び賠償)

使用者が施設、設備等を損傷しまたは滅失したときは、当該使用者は直ちにその旨を事務部長に届け出て指示に従い、損害を弁償しなければならない。

第10条(雑則)

この規程に定めるもののほか、施設の利用に関して必要な事項は運営委員会に諮って決定する。

附則

この規程は、平成25年7月1日より施行する。__